

鳥取縣公報

告示

昭和二十五年四月十八日 火曜日
第二千一百号

本報は昭和二十五年四月十五日現在、A五

◇鳥取縣告示第九十四号

肥料取締法第一條の規定により次のものに肥料製造營業を免許した。

昭和二十五年四月十八日

鳥取縣知事 西尾愛治

肥料製造營業免許申請者表

住 所	氏 名	種 類
東伯郡泊村大字二四八	藤井 力造	魚粕
岩美郡田後村二七	田後水産物第二加工 総合代表者 灘口喜代平	同
同 浦富町大字浦富	浦富町漁業協同組合	鱈ノ粕、雜魚ノ粕、肝油粕
西伯郡境町岬町四二	瀨山 武	魚荒粕
岩美郡東村大字陸上五六五中嶋三次郎	魚粕	
同	六二五 松葉 安一	同

◇鳥取縣告示第九十五号

肥料取締法第二條の規定により次のものに肥料売買營業を免許した。

昭和二十五年四月十八日

鳥取縣知事 西尾愛治

肥料売買營業免許者表

鳥取市西品治七〇〇	伊吹 七治
東伯郡下郷村大字三保二七六ノ一	国竹 操
八頭郡用瀬町大字用瀬三四四	森田 一敬
同 河原町大字河原三〇	米沢 久雄
同 賀茂村大字郡家三三〇	横山 穂藏
同 用瀬町大字用瀬二四七	徳永清太郎
鳥取市瓦町五七	森本 久次

◇鳥取縣告示第九十六号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年四月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築物の住所氏名 東伯郡倉吉町大字福吉町
一丁目一三八九の五

大建 賢治

一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字福吉町
一丁目一三八九の七

一、同 用途 アイスキャンデー製造販売店舗

一、同 構造 木造、瓦葺 平家建 一棟

一、同 規模 建築面積 三八、八四平方
米

突出する部分 三〇、三九平方
米

一、建築主の住所氏名 東伯郡倉吉町明治町
一〇三一ノ三四

谷口 金治

一、建築物の位置 東伯郡倉吉町明治町一〇三一ノ三四

一、同 用途 店舗住宅客間

一、同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟

一、同 規模 建築面積 七一、五七平方
米

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とす
ること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内
に無償にてこの建築物を除却すること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の
條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定
めたる事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第百九十七号

勞働組合法施行令第二十一條の規定により鳥取縣地方勞
働委員會委員を昭和二十五年三月三十一日附次のように
任命した。

昭和二十五年四月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区分	氏名	年令	住 所	職 業
公益委員	田中 秀次	五十二	鳥取市西町九三	弁護士
同	山部憲太郎	四十四	同 庖丁人町四	日本海新聞編集局次長
同	大島 廣正	五十二	東伯郡上北條村	上北條村長
同	青戸 辰午	五十三	米子市加茂町	弁護士
同	油木兵吉郎	五十二	同 西町九五	計理士
使用者委員	清水 臨藏	五十三	鳥取市梶川町十二ノ一	鳥取製氷冷凍(株)社長
同	岩垣新一郎	五十六	同 東町七〇	一の宮工業(株)会長
同	山榊 儀保	五十九	倉吉町東町四四〇ノ二	倉吉纖維工業所長
同	加藤 章	四十九	米子市明治町八	山陰日々新聞取締役
同	柳沢愛之助	五十	同 錦町二ノ九四	日本電装工業(株)取締役
勞働者委員	植田 繁春	三十七	鳥取市吉成四三二	鳥取家具工業(株)組長
同	宇田 俊夫	三十七	同 鑄物師町三五	鳥取電気製造(株)工員
同	生田 虎藏	四十六	東伯郡上北條村大塚一四	伯耆振興工業(株)工員
同	深田 豊	三十一	西伯郡日吉津村今吉二八二	中配米子營業所職員
同	高橋要三郎	五十四	米子市久米町一八二	日曹製鋼米子工場倉庫主任

鳥取縣告示第百九十八号

00216

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十五年四月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 日野郡神奈川村大字武庫四三四番地

現住所 同本籍地

昭和二十五年四月五日第一、四八三号

宇 田 川 千 世 子

大正十四年三月九日生

本籍地 西伯郡大幡村大字上細見五九一

現住所 同本籍地

昭和二十五年四月五日第一、四八四号

内 田 絹

明治四十三年五月三十日生

本籍地 鳥根縣能義郡飯梨村大字田瀬六二〇番地

現住所 米子市米原一、四九〇番地

昭和二十五年四月五日第一、四八五号

滝 川 弥 生

昭和三年四月二十日生

本籍地 岩美郡面影村正蓮寺一三五ノ一番地

現住所 西伯郡法勝寺村三二三番地 中會医院内

昭和二十五年四月五日第一、四八六号

福 間 秀 子

昭和二年一月二日生

本籍地 西伯郡成実村橋本二四七番地

現住所 鳥取市西町二六七番地

昭和二十五年四月五日第一、四八七号

山 川 三 枝

大正十一年二月十日生

本籍地 氣高郡中郷村大字山田二一五番地

現住所 東伯郡三朝村大字山田七六九番地

昭和二十五年四月五日第一、四八八号

尾 崎 ミツエ

大正十五年九月二十六日生

本籍地 京都市東山区本町十二丁目二一七番地

現住所 氣高郡鹿野町大字水谷四七一番地 大空勝治方

昭和二十五年四月五日第一、四八九号

00217

八 島 竹 代

大正四年十一月七日生

本籍地 氣高郡中郷村大字亀尻二八番地

現住所 同本籍地

昭和二十五年四月五日第一、四九〇号

伊 藤 幸 枝

大正十年一月一日生

◇鳥取縣告示第九十九号

助産婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十五年四月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 八頭郡智頭町大字市瀬一、八九二番地

住 所 同本籍地

昭和二十五年三月十日岡山縣へ轉出により同年同

月十八日名簿取消方願い出たので同年同月二十八

日取消

原 田 き み ゑ

大正十五年三月三十日生

◇鳥取縣告示第二百号

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十五年四月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前住所 岩美郡岩井町大字宇治四四五番地

現住所 同 本庄村大字本庄三四八番地

昭和二十五年三月十日住所変更により同年同月同

日名簿訂正方願い出たので同年四月五日訂正

井 上 た け

明治四十一年一月十一日生

◇鳥取縣告示第二百一号

家畜傳染病予防法第七條の規定により日野郡の左記地区に飼育するすべての放牧牛(但し満八ヶ月未満並びに一齊檢診受驗済みのものを除く)に対して放牧前に牛の原生虫病「とりこもなす病」一齊檢診を実施するから、該当牛の所有者又は管理者は所定の日時及び場所に畜牛をひきつけ檢診を受けなければならない。

00219

昭和二十五年四月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

検診月日 検診区域 検診場所 ひき付時刻

四月二日	日野郡多里村	同上	午前一〇時
同	山上村	同上	同
同	多里村	同上	午後九時
同	山上村	同上	同
同	多里村	同上	午前一〇時
同	山上村	同上	同
同	阿毘縁村	同上	午前九時
同	石見村	同上	同
同	阿毘縁村	同上	同
同	石見村	同上	同
同	大宮村	同上	同
同	大宮村	同上	同
五月一日	大宮村	同上	午前一〇時
同	福榮村	同上	同
同	福榮村	同上	同
同	大宮村	同上	同
同	福榮村	同上	同

◇鳥取縣告示第二百二号

鳥取縣立中央児童相談所の所在地、管轄区域を次のように変更した。

昭和二十五年四月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、所在地 鳥取市片原町一丁目二八番地三
- 一、管轄区域 鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡、東伯郡

◇鳥取縣告示第二百三号

昭和二十五年年度農業倉庫施設補助要綱を次のように定める。

昭和二十五年四月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

農業倉庫施設補助要綱

- 一、縣は米穀を貯藏する爲め、市町村農業協同組合（以下組合という）が倉庫を新設した場合において、これに要する費用につきこの要綱により補助金を交付する。

00219

二、この補助金の額は一坪当り本屋に対し四千円以内とし一組合最高三〇坪を限度とする。

三、補助金の交付を受け建設すべき倉庫は、燻蒸可能なものにして坪当り収容力二十八石（約七〇俵）程度のものであることを要する。

四、補助金の交付を受けようとする組合は申請書に次に掲げる書類を添付し、昭和二十五年五月末日までに知事にこれを提出するものとする。

- 一、様式第一号の事業計画書
 - 二、收支予算書並びに最近の貸借対照表
 - 三、本施設事業に關する總會の決議書
- 前項の書類の外知事は必要と認める書類の提出を命ずる事ができる。

五、知事は補助しようとする組合を決定した場合はその組合に対し事業の認証をすると共に補助金額の二分の一以内を交付し、農業倉庫施設完成後残余を補助する。

六、事業の認証を受けた組合は農業倉庫施設工事完了後遅滞なく様式第三号の工事完了届を知事に提出しなけ

ればならない。

七、補助金の交付を受けた組合が四の一、二、三の書類に記載した事項に重要な変更を加えようとする時は知事の承認を受けなければならない。

八、補助金の交付を受けた組合は收支決算書及び様式第二号の事業成績書を翌年度六月末日までに知事に提出しなければならない。

九、知事は補助金を交付する場合次の条件を付する。

- 一、政府所有米を管理する場合については農林大臣の別に定める条件により寄託に應ずること。
- 二、建設した倉庫を処分しようとする場合においては知事の承認を受けること。
- 三、倉庫の利用状況に關し毎年十一月末日までに知事に報告すること。

十、次の各号の一に該当する場合においては補助金の全部若しくは一部の返付を命ずることが出来る。

- 一、本要綱の規定に違反したとき
- 二、補助金交付の条件に違反したとき

